

国内旅行傷害保険のご案内

1. お支払する保険金および費用保険金のご説明

国内旅行傷害保険の普通保険約款、特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

●普通保険約款の補償内容

被保険者(補償の対象となる方)が国内旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。  
 (注1)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。  
 なお、国内旅行傷害保険のケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます(感染経路が食物摂取であることが特定された場合に限り)。  
 (注2)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。  
 (注3)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払する場合	お支払する保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	国内旅行中のケガによる死亡を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金額がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	〈死亡保険金から通院保険金まで共通〉 (1) 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬ 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をういて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を_usingしている間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をういて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を_usingしている間(※1)乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。(※2)競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または交通乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。
後遺障害保険金	国内旅行中のケガによる後遺障害を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注) 保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	国内旅行中のケガによる入院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数 (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	国内旅行中のケガによる手術を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術を受けられた場合 (注) 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 (注1) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 (注2) 1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとしします。	
通院保険金	国内旅行中のケガによる通院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合 (注) 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	通院保険金日額 × 通院日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日の通院が限度となります。 (注2) 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	(2) ちうちう症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3についても保険金をお支払いできません。 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●その他費用等に関する特約の補償内容

特約とその概要は次の通りです。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険保険金 (個人賠償責任危険補償特約) (国内旅行特約用)	国内旅行中の偶然的な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害※を被った場合  ※ 被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督義務者を被保険者とし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の国内旅行中の行為によって、他人の身体の障害または他人の財物の損壊・紛失について、その親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。	$\begin{matrix} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} & + & \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} \\ & & - \\ & & \text{免責金額}^{(*)} \\ & & \text{(0円)} \end{matrix}$ <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。  (注1) 事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。  (注2) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払します。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する個人賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払します。  (注3) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。  (注4) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払します。  ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)  ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。  (*) 1) 他保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。  (*) 2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2および旅行行程を同じくする親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

2. 契約内容について

- ・保険契約者：株式会社仕事旅行社
- ・被保険者：株式会社仕事旅行社が主催するイベント参加者全員
- ・保険期間：イベント参加のために自宅を出発してから自宅に帰着するまで
- ・保険金額  
死亡・後遺障害保険金額：300万円  
入院保険金日額：2,000円  
手術保険金：入院中 入院保険金日額の10倍  
入院中以外 入院保険金日額の5倍  
通院保険金日額：1,000円  
個人賠償責任保険金額：1億円（免責金額0円）  
※保険料は株式会社仕事旅行社が負担

3. 契約概要のご説明

ご契約に際してご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」および「国内旅行傷害保険パンフレット」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(1) 商品仕組みおよび補償内容等

① 商品の仕組み

国内旅行傷害保険は、日本国内を旅行される方がご旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合などに保険金をお支払する保険です。申込書の被保険者欄に記載の旅行者ご本人が被保険者（補償の対象となる方）となります。

② 補償内容等

- ・保険金をお支払いする場合、上記記載の「1. お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ・保険金をお支払いできない主な場合、上記記載の「1. お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または下記にご連絡ください。

**あんしん24受付センター**

**0120-985-024（無料）**

※受付時間 365日24時間

※IP電話からは**0276-90-8852**（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

<指定紛争解決機関について>

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

**そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）**

[ナビダイヤル] **0570-022-808**

**（全国共通・通話料有料）**

※受付時間[平日9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）]

※携帯電話からも使用できます。

※PHS・IP電話からは**03-4332-5421**におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr>

お問合わせは…

取扱代理店 丸紅セーフネット株式会社

東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階

TEL 03-5210-1610

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

担当部署 東京企業営業第七部営業第一課

東京都中央区日本橋3-5-19

TEL 03-6748-7881

（2015年8月承認）

B15-101756